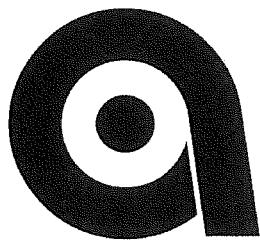


日本マッサージ新報

平成27年10月1日(木曜日) 第78号



公益社団法人日本あん摩マッサージ
指圧師会のシンボルマーク

発 行

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会

発 行 人：時任 基清

編集・印刷人：安田 和正

事務局内で製版・印刷・製本

点字 版：日盲連点字出版所

音 声 版：日盲連録音製作所

〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2

日本盲人福祉センター内

電 話：03-3200-0031

F A X：03-5285-9003

振替口座：00140-7-122100

ホーメージ アドレス URL：<http://nichimakai.or.jp>

目 次

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 巻頭言「厚生労働大臣免許保有証がやっと発行されます」会長 時任基清 | 2 |
| 平成27年度 第2回理事会開催結果報告等 | 3 |
| 【寄稿文】「心の手・心の指」副会長 安田和正 | 5 |
| 【地域団体活動報告】岡山駅前で無免許一掃ビラ配り | 6 |
| 平成27年度所得補償保険について | 6 |
| 「厚生労働大臣免許保有証」の申請手続き再開 | 7 |
| 業界関係ニュース | |
| ・国リハあはきの会が懸案問題で厚労省5部局と折衝 | 9 |
| ・東洋療法研修試験財団定期評議員会の開催 | 9 |
| ・日盲連大会決議事項各省庁に陳情 | 10 |
| ・日盲連あはき戦略会議が会計検査院と厚労省に陳情 | 11 |
| ・第16回日盲連あはき問題戦略会議が開かれる | 12 |
| 日マ会広報誌についてのアンケート調査 | 14~15 |
| 事務局より「各地域任意団体管理者の方々に」お願い | 13 |
| 編集後記 | 13 |

卷頭言

「厚生労働大臣免許保有証」がやっと発行されます

会長 時任 基清

「有資格者と無資格違法業者との差別化を強化して」の要求に応えて、厚生労働省と（公財）東洋療法研修試験財団が努力してくれ、来年3月発行の運びとなりました。皆様の治療室には、多分、額入りの免許証が掲示してあろうかと思いますが、往療先で身分を示す必要性、また受療者が国家資格者と無資格者を判別できるよう、この度の免許保有証制度が創設されました。

国民の中には「あん摩業に免許が必要とは知らなかった」との意見をお持ちの方もあると思われます。我々が国家免許の認知度を高め、無資格業者の違法性を周知させる為の努力をすべきでしょう。

マイナンバー制度がいよいよスタートします。「一億総背番号制などと悪口を言われながらの発足ですが、今後多くの紆余曲折はありますが、いずれは定着していくのでしょうか。

国民の収支・生活態様がガラス張りになります。文句無しに個々人の収支等が丸裸にされ、今後、運用の推移によって是非の声が上がるのではないでしょうか。ある部分、明白になることは多分良いことなのでしょうが、これが正しく運用されず、一部の人だけが甘い思いをする様な事があっては我々は黙っておられません。国民が満足するような運用ができるのか？少々不安を抱くところです。

各地のあはき団体がそれぞれ年次総会や研修会等を開催しています。

既に創立100年を越えた団体もある模様です。創立後年数が経つと団体そのものが疲弊し、問題を起こすことが多々あります。しかし、その団体の活力を失うことなく発展させるのが、役員に背負わされた責任なのかも

知れません。私共も身を引き締めて団体運営に当たらなければならぬでしょ。

皆様からの絶大なご支援を賜りたくお願いする次第です。

～～ 平成27年度 第2回理事会開催結果報告等 ～～

標記理事会が、平成27年8月12日（水）午後1時より日本盲人福祉センター2階研修室において開催され、理事総数12名に対し11名の出席を得て理事会は成立。又監事2名の出席をもって、次に掲げる議題について審議された。

出席理事及び監事は次の通り。

出席理事：時任基清、横川純夫、安田和正、蓑田穂積、山口 薫、
野本矩通、糸数三男、河口 誠、田村光弘、木暮晴雄、
高橋秀雄

出席監事：小谷田作夫、田辺和泉

【議 題】

第1号議案 各事業活動についての方向性について

第2号議案 その他

議事経過及びその結果

第1号議案 各事業活動についての方向性について

1. 総務・会計委員会

現状各種問題があるので、各委員が9月に会合（メール等）を開催し、10月予定の理事会にて、再度協議する。委員会で出た内容を事務局でまとめる。

2. 広報委員会

現状、会報に対する反応が明確でないので、10月初旬発送する会報で、従来とっているが、再度アンケートを取る。また、アンケートを取る目的等明確にして情報を収集する。

糸数理事より、内容は非常に良いが、あま指師の学術的な内容及び

研修会の学術的内容なども掲載していく。また情報収集(アンケート)など委員長が案を作成する。

3. 学術委員会

年間の計画を立て現状進めているので、地方の開催情報を収集し今後も進めていく。

昨年、外部に研究を委託した研究結果を広報する必要があるが、研究内容を全て載せるのではなく糸数理事が「エキス」を矢野先生にまとめてもらいHPに掲載する等。また、研修会等を開催することも検討するで、出席者全員の挙手により承認可決された。

第2号議案その他について

1. 四団体長会議開催について

四団体の実務者会議に日マ会が参加していないのは問題があり、参加を要望する。

日マ会よりは小谷田監事(時任会長より出席依頼)が出席する事で、出席者全員の挙手により承認可決された。

2. あはき等法推進協議(9月25日開催)出席理事について

今後、蓑田理事が出席することで、出席者全員の挙手により承認可決された。

3. あはき等将来研究会出席理事について

教育部会は、横川副会長が継続的に参加し、広報部会は田村理事が参加することで、開催日は時任会長が確認することで、出席者全員の挙手により承認可決された。

4. 財務関連の改善及び体制について

まず田辺監事より、平成26年度の収支状況の内容説明を受ける。根本は、会員を増やす事が急務であり、事務局体制等を10月の理事会までに時任会長・横川副会長・糸数理事が、次回の理事会までにまとめる事で、出席者全員の挙手により承認可決された。

5. 「厚生労働大臣免許保有証」発行手続きについて

「厚生労働大臣免許保有証」発行手続きに伴う手数料収入から新た

に収益事業となる事により、平成27年度事業計画に追記変更を行う必要があり、現行と変更（案）を説明し、出席者全員の挙手により承認可決された。

6. 賠償保険について

点字化・音声版の依頼があり厳しいところはあるが、今回は音声化し対応を図ることで、出席者全員の挙手により承認可決された。

7. 賠償保険所得補償について

昨年度より、途中加入の要望があったので、平成27年度よりは途中加入可能とすることで、出席者全員の挙手により承認可決された。

尚、平成27年度第3回の理事会は、上半期（4月～9月）の監査結果を受けて11月中旬に開催する計画です。

【寄稿文】

～～ 私の診療録① 「心の手・心の指」～～

副会長 安田 和正

私が、この仕事（鍼灸あん摩マッサージ指圧）に携わるようになって？年を迎えるようとしている。

盲学校で2年間、あん摩マッサージ指圧師の免許を取得し、治療院で働きながら、更に鍼灸師の資格を取得すべく専門の養成学校に通った。

その治療院での先生の思いがその後の私の大きな指標になっている。先生曰く「心の手・心の指を養え」と言うものであった。医療と手とは、古くから密接な関係がある。病んでいる人の患部などに手を当てることは、医療の原点であった。ここから日本語の「手当て（てあて）」という表現が生まれたと言われている。

病む人にいたわりの心をこめて、直接皮膚上から「触れる・なでる・揉む・叩く・押す・擦る」等、手で触れられることによる安心感が病む人や傷ついた人の内に良い心理的効果を生み病状を快方に向かわせる効果があることは、近年の医学的で実証的な研究でも明らかにされている。

昨今、手技による多種多様の業者が氾濫している現状を、みなさんはどう

捉えているのか。ふと、開業初期の事が脳裏を過ぎた。順風満帆に推移していた業績がある時期、急に下降線を辿りはじめた。

一人の患者さんの言葉「先生、今ごろ最初の頃と違って手を抜いていませんか…」。私は大きな衝撃を受けた。あの「心の手・心の指」を完全に忘れていた。様々な機器が登場した現代でも、機械よりも人間の本物の手で触れてもらうほうを好む患者は多い。この話を「今さら…」と思う人こそ、もう一度ゆっくり考えてみませんか。

【地域団体活動報告】

～～岡山駅前で無免許一掃ビラ配り～～

岡山県視覚障害者協会と岡山県マッサージ師会は合同で、8月2日の15時30分から16時30分まで、36.6度の猛暑の中、岡山駅前ピックカメラ横地下道で、恒例となっているあはき国家免許の認知度を高め、無資格業者の違法性を周知する為のビラ配りを実施した。2ヶ所にプラカードを設置し、ポケットティッシュにカラーコピーしたビラを織り込んで500枚を通行人一人一人に呼びかけながら手渡した。

参加人数は会員15名、視障協直属の施設関係者4名。中には丁寧にあいさつして受け取られる方もあり、瞬くうちに完了した。

無資格者対策が遅々として進まない現状にあっては、このような地道な取り組みで、一人でも多くの人たちに有資格者の立場を理解してもらうことが必要ではないかと考える。

～～所得補償保険の通年募集について～～

昨年度まで、団体所得補償プラン（所得補償保険）の取り扱いは、年初の1回だけでしたが、会員の皆様からの強い要望により、通年の取扱いと致しました。詳細につきましては、「日マ会 団体損害保険のご案内」の「3. 団体所得補償プラン（所得補償保険）」をご覧ください。

なお、加入月によって保険料が異なりますので、「団体所得補償プラン 月割計算表」を参照願います。団体所得補償プラン月割計算表は、ホームページ

ジの「会員サービス」にPDF形式で掲載してあります。

～～ 「厚生労働大臣免許保有証」の
交付申請手続きを再開します ～～

標記の件、本年6月に会員各位にご案内申し上げ、中断しておりました交付申請を再度受付開始いたします。

ご迷惑をおかけして申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。
申請の中止をしなければならなくなりました理由は、
東洋療法研修試験財団が進めている交付申請手続きを含む処理方法等について、監督省庁から指導を受けたためです。

その後、手続き書類を精査し、再度交付申請のお願いをすることにいたりました。皆様には大変ご迷惑をおかけして申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。

尚、ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

1. 会員から加盟（地域任意）団体に提出する書類

（1）免許保有証交付申請書（写真付き）

*既に提出している方は、改めての提出には及びませんが、
申請書に押印して戴くことがありますのでご了承願います。

（2）住民票（本籍記載のもの）

（3）本人確認用資料（原本とコピー）

（4）申請する免許のコピー（A4版に統一）

（5）免許保有証送付用封筒（392円の切手貼付）

（6）申請手数料の払込受領書

取扱銀行：ゆうちょ銀行

口座名義：公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会

口座番号：00170-2 742655

2. 加盟（地域任意）団体が本部に提出する書類

（1）免許保有証交付申請書（写真付き）

- (2) 住民票（本籍記載のもの）
- (3) 申請する免許のコピー（A4版統一）
- (4) 申請手数料の振替払込請求書兼受領書
- (5) 補助申請書
- (6) 総括リスト
- (7) 依頼書

尚、必要な申請書類等については、日マ会・日盲連ホームページにも掲載してありますのでご覧ください。

担当窓口は、日盲連：総務部有泉、組織部清水、

日マ会：事務局高橋、平林

＜無免許者対策＞

- (1) 有資格者の施術所の外に厚生労働大臣免許を有する者である旨を広告・掲示する。
- (2) 施術所内に免許証又は免許証の内容等を記載した書面を掲示する。
- (3) 患者が国家資格者による施術と認識できるよう、施術者本人が免許保有者である旨が証明されたネームプレート（厚生労働大臣免許保有証）を着用する

※平成27年3月10日開催された全国医政関係主管課長会議資料より転載

受療者が国家資格者と無資格者を判別できるよう、
全ての国家資格者が「免許保有証」のネームプレートを着用し、
施術をしましょう。

業界関係ニュース（点字JBニュース等から）

～～国リハあはきの会が懸案問題で

厚労省5部局と折衝～～

国リハあはきの会（菅間健司代表幹事）の役員など約20名が6月15日参議院議員会館において、あはき問題の改善を求める折衝を厚生労働省の5部局と行なった。対応したのは、障害保健福祉部国立施設管理室、老健局介護福祉課、職業安定局障害者雇用対策課、医政局医事課及び保険局医療課の担当者。席上、同会は医事課に対して、無資格者取締りの抜本的な対策を求めた。関連して、厚生労働大臣免許保有証の発行の際には中央団体に加入していないあはき師に対する周知徹底の方策を検討するよう要請した。

19条の関連では、新たに複数の学校がマッサージ課程の新設を準備しており、近く医道審議会で取り上げられる可能性を示唆した。また同会は、保険局医療課に対して、柔道整復療養費が平成24年度にはじめてマイナス成長となったことを取り上げ、従来からの柔整療養費給付の適正化策が徐々に功を奏しているとして、担当部署の取り組みにあらためて謝意を表した。同会が要望した主な項目は以下の通り。（1）視覚障害あはき師に対する具体的且つ現実的な「合理的配慮」の設定（2）障害者雇用における視覚障害あはき師へのヒューマンアシスタント制度の拡充（3）ヘルスキーパー雇用に際し、無資格者を除外する方策の徹底（4）柔整師が幅広く慢性症状の施術をしている現状はあはき師に対する明らかな業権侵害であるためその抑止策を講じること。（日盲連）

～～ 東洋療法研修試験財団定期評議員会の開催～～

（公財）東洋療法研修試験財団の定期評議員会が6月16日都内の財団本部で開催された。小川幹雄日本盲人会連合あはき協議会長、时任基清日本あん摩マッサージ指圧師会会长ら評議員が出席した。評議員会では平成26年度の事業報告と決算報告について協議した。昨年の財団へのあはき師の登録人数はあん摩マッサージ指圧師1433人（このうち視覚障害者3割）、はり

師3863人、きゅう師3878人（視覚障害者はいずれも1割弱）であった。また、鍼灸等研究推進案件として次の7件が採択され、研究助成が行われた。

1. 訪問マッサージが心身状態とQOL（生活の質）に及ぼす効果に関する研究、2. 慢性膝痛に対するマッサージ療法の有効性の検討、3. 鍼灸文献データベースのコンテンツと利便性の改良に関する研究、4. 我が国におけるはりきゅう療法の受療状況に関する調査研究について、5. 接触鍼（テーブ鍼）による筋活動の変化、6. 身体の動きを指標とするM-Test（経絡テスト）を用いたスポーツ選手のコンディション及び鍼灸治療実施の有用性の検証、7. はり師・きゅう師養成機関に在籍する学生のスポーツトレーナーに対する意識調査であった。

協議中に出された主な意見は、1. あはき国家試験のあり方の見直しについて、2. マッサージの免許制度の維持について、3. 免許保有証の国民への周知についてであった。（日盲連）

～～ 日盲連 大会決議事項各省庁に陳情 ～～

【厚労省職業関係】（1）あはきに関する広告において、施術料の広告ができるよう、制限の緩和を要望（2）あはき法19条の堅持を要望（3）医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会委員に、あん摩マッサージ指圧師の代表として、日本あん摩マッサージ指圧師会の委員を入れるよう要望（4）病院・企業等で、ヘルスキーを積極的に採用すると共に、採用の際は有期雇用ではなく、無期雇用の保障を図るよう要望（5）病院に勤務するあはき師の地位を確保するために診療報酬の中にマッサージ点数の格付けを要望（6）療養費（鍼灸）の医科診療との併用を認めていただくよう要望。（7）医療保険取扱い上、柔道整復師とあはき業者の平等性をはかるため、打撲、捻挫等の治療について、マッサージの適応症とともに、医師の同意書の添付を廃止するよう要望（8）各自治体へ、無資格類似業者による被害の実態調査を行う体制を急ぎ整えるよう、指導・監督を要望すると共に、無資格類似行為者の取り締まりを要望（9）差別禁

止のガイドラインを普及させ、事例集やQ&Aを利用することにより、一般就労を含む、視覚障害者の職場・職域の拡大を要望（10）視覚障害者の雇用の実態を明らかにするため、重度視覚障害者の就労内容についてのデータを集積し、データベース化するよう要望（11）全ての事業主、事業場における職員・従業者の採用条件から活字対応が可能な者等を条件とする、実質的に視覚障害者を排除する効果を持つ採用条件を撤廃するように指導することを要望（12）全ての事業主、事業場における職員・従業者の採用試験に際しては、点字、拡大文字、及び音声読み上げソフト利用による受験、試験時間の延長などの合理的配慮に基づいた採用試験を実施するよう、指導することを要望。

～～ 日盲連あはき戦略会議が会計検査院と厚労省に陳情 ～～

日本盲人会連合のあはき問題戦略会議の8人の委員が、7月31日会計検査院と厚生労働省を訪問し、柔整問題での改善策について陳情をした。会計検査院では、過去2回の厚労省に対する「事態改善勧告」が発せられたことに関し、その進捗状況の確認をするよう要請した。今回の同院に対する日盲連の陳情書は6回目。

今回は特に、柔整師が慢性症を急性症と偽って保険請求するいわゆる「振替請求」の実態に主眼をおいた調査を実施するよう依頼した。席上、検査院から前回の実態調査によって、柔整施術を受けた患者からの聞き取り調査によると、約半数が急性症ではないことが示された。竹下義樹会長はこの点を重視し、柔整師によるあはき師の業権侵害を示す根拠になり得ると指摘し、今後とも事態改善に努めるよう厚労省に勧告する必要性を強調した。厚生労働省では、会計検査院から発せられた「柔道整復療養費適正化策」の進捗状況を確認した。それによると、徐々に適正化策が功を奏しているとして謝意を表した。その上で、依然として続いている柔整師によるあはき師の業権侵害に対する抜本的な是正策を打ち出すよう求めた。そもそも、柔整師が医師の同意書不要の「受領委任払い」という優位な保険取り扱いが認められているのは、対象疾患が急性症であり、発症原因が明確なためである。あはき師

に医師の同意書が保険適用の絶対条件となっているのは、慢性症が対象となっているために外ならず、柔整師が慢性症施術を行なえば、あはき師に対する明らかな業権侵害になる。今社会では、接骨院が慢性症のあはき施術をするのが当然であるとする認識が定着しており、このような誤った保険療養費施術の実態が早急に改善されるべきである。

特にメンバーは、減少傾向にあるとはいえ今でも4千億円前後の療養費が柔整師に給付されている事態に大きな疑問を呈して改善方を強く求めた。(日盲連)

~~ 第16回 日盲連あはき問題戦略会議が開かれる ~~

第16回日本盲人会連合あはき問題戦略会議が7月31日、日本盲人福祉センターで、竹下義樹会長を始め戦略会議委員が出席して開かれた。討議内容は次の通り。(1)あはきに関する厚生労働省、警察庁、会計検査院への陳情報告について(2)無免許問題に関する法定闘争の進捗状況について(3)視覚障害あはき師の業発展策について(4)あはき等法推進協議会等の動きについて(5)協議が続いている厚生労働大臣免許保有証について(6)9月開催予定の医道審議会への対応について(7)あはき等法19条に関わる合理的配慮についてなどであった。(日盲連)

～～各地域任意団体管理者の方々にお願い～～

本会の事業運営に対しまして、日頃よりご支援を戴き誠にありがとうございます。

現状、任意団体管理者の方々に資料などを送付する際、「郵メール」等メール便を利用してますが、到達までかなりの時間を要しております。

出来るだけ早く正確な情報伝達を致したく、電子メールでの送受信ができればと思っております。

任意団体管理者の方々が取得している「PCメールアドレス」を本会事務局に登録して戴きたくお願い申し上げます。

尚、登録戴きました「PCメールアドレス」は事務局の業務以外に使用しないことをお約束いたします。

編集後記

◆地球温暖化の影響で異常気象が発生し、遠くで発生した低気圧が強い力を保ち台風に発達し、日本各地に未曾有の、甚大な被害を発生させています。被害に遭われました方々に、衷心よりお見舞い申し上げます◆本会の広報誌である「日本マッサージ新報」の掲載内容について、第2回理事会で今迄以上に会員各位の意向を反映させた掲載内容を求められました。◆今号より安田和正氏の【私の診療録①「心の手・心の指」】を何回かのシリーズで掲載いたします。本記事をお読みの諸兄から「患者さんの声」「喜ばれた施術」「その他情報」などの原稿を募集いたしております。是非寄稿願います。◆今号最終頁に、各位のご意向を反映させるべく簡単なアンケートを掲載いたしました。本紙から切り離して、下記のFAX-Noで送信願います。

尚、頂戴いたしましたご意見が、すぐに反映できるものとは限りませんが、忌憚のないご意見をお寄せ戴きたく思います。<Y. H>

【ご意見頂戴FAX-No 03-5285-9003】

広報誌「日本マッサージ新報」についての アンケート調査

日マ会広報誌「日本マッサージ新報（以下、日マ新報という。）」について、読者アンケートを実施します。このアンケートは、日マ新報が皆様にとって「どのように利用されているのか」また、「どのような記事を要望しているか」等を把握し、お答え戴きました内容について、今後の編集方針の参考にさせて戴きますので、忌憚のないご意見をお聞かせください。（点字でのアンケート結果もお待ちしています）

Q-1 このアンケートにご協力いただいた方は

- (1) 男性・女性 (2) 年齢は（　　代） (3) お住いの都道府県名（　　）
- (4) 取得の資格は（①あマ指師 ②はり師 ③きゅう師）
- (5) 従事年数は（　　年）

Q-2 日マ新報を読んでいますか。（番号を○で囲んでください）

- (1) 読んでいる
- (2) 興味を持って読んでいる
- (3) 読んでいない
- (4) ホームページの「音声版」で聞いている
- (5) ホームページの「音声版」を聞いていない

Q-3 読んでいない（聞いていない）と答えた人にお聞きします。（番号を○で囲んでください）

- (1) 墨字なので読めない
- (2) 面白くないから
- (3) 内容が乏しいから
- (4) ホームページが見られないから

Q-4 読んでいる、興味をもって読んでいる（聞いている）と答えた人にお聞きします。

どのような点が良いか、自由にお書きください。（番号を○で囲んでください）

- (1) いろいろな開催情報と、その結果が掲載されているから
- (2) 関係団体情報が得られるから

- (3) 他地域の活動状況（研修会等）が把握できるから
- (4) あはきに関する諸官庁との折衝状況情報
- (5)
- (6)

Q-5 掲載内容についてどう思っておりますか？（ご自由にお書き願います）

- (1) 良い
- (2) 良くない

Q-6 「お役立ち情報」はありますか？（番号を○で囲んでください）

- (1) ある
- (2) ない

Q-7 どのような記事が「お役立ち情報」ですか？（ご自由にお書き願います）

Q-8 あはき施術に係る「学術的情報」は、どのようなものがあったら良いですか。
お仕事に必要と思われる事柄等をご記入願います。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

Q-9 その他の要望をご自由にお書きください
